

里親支援事業に係る普及促進等業務及び週末里親業務
仕様書

1 業務名

里親支援事業に係る普及促進等業務及び週末里親業務（以下「本業務」という。）

2 業務の趣旨・目的

平成 28 年児童福祉法の改正及び平成 29 年 8 月に策定された「新しい社会的養育ビジョン」により、保護を要する子どもに対しては、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親やファミリーホームへの委託を進める（家庭養育優先原則）こととされている。また、令和 6 年 3 月に策定した「堺市社会的養育推進計画」では、里親等委託率の具体的な目標値を定め、里親等委託のさらなる推進及び質の高い里親養育の実現を目指すこととした。これを踏まえ、本業務は、里親支援機関として、里親制度等の普及促進や里親の積極的なリクルート活動、養育の質の確保のための研修・トレーニングの実施及び里親養育への支援を通じて里親等委託の促進を図るものである。また、児童養護施設等に入所中の児童で、保護者との面会や保護者宅への外泊等がほとんどない児童等に対し、家庭生活の体験を保障する週末里親事業を実施するなど、要保護児童や里親等への支援を総合的に実施することを目的とする。

3 履行場所

堺市が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までは準備期間として、令和 7 年度「里親支援事業に係る普及促進等業務及び週末里親業務」の受注者と協議して必要な引継ぎ等を行うこと。

5 人員配置

受注者は、以下に示す従事者を配置しなければならない。

（1）統括責任者 1 名以上

（2）里親リクルート担当職員（以下、「リクルーター」という。）1 名以上

リクルーターの主たる業務内容等は以下のとおり。

- ・里親制度等の普及啓発活動の企画及び実施
- ・里親になることを希望する者及び養親希望者に対する里親の役割や意義の説明
- ・里親支援

受注者は、相談件数・研修実施数等に応じ、本業務が遅滞なく実施できる十分な体制（常時 1 名以上が対応可能な体制）を確保すること。

（3）里親トレーナー担当職員（以下、「トレーナー」という。）1 名以上

トレーナーの主たる業務内容は以下のとおり。

- ・里親登録及び登録更新に必要となる研修の企画・実施

- ・子どもが委託されていない里親や子どもが委託されている里親に対する研修・トレーニング等の企画・実施
 - ・子ども相談所に対して、上記研修等の進捗状況や、受講者の履修状況及び受講態度等の定期的又は随時報告
- 受注者は、相談件数・研修実施数等に応じ、本業務が遅滞なく実施できる十分な体制（常時1名以上が対応可能な体制）を確保すること。
- (4) その他、本業務の遂行に必要十分な人員
- なお、受注者は、従事者に対して、フォースターリング事業等に関する研修（年1回程度）を受講させる等、業務を行う上で必要な知識と経験を備えさせること。

6 業務計画の報告

受注者は、後記7の(1)～(5)の各業務について、様式第1号の業務計画書を半期ごとに堺市に提出すること。上半期は令和8年4月15日までに、下半期は令和8年10月15日までに提出することとする。

7 業務の内容

受注者は、本業務を遂行するにあたり、本業務全体の運営を円滑に行うように努めること。また、業務の実施にあたっては、平成30年7月6日子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長『「フォースターリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について』の一部及び令和6年3月29日こ支家第185号こども家庭庁支援局長『「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について』の一部内容を踏まえて実施すること。

(1) 里親制度普及促進・リクルート業務

里親制度等の普及促進及び里親等委託の推進のためには、社会的養護の現状及び里親制度等への社会の理解を深め、広く一般家庭から里親希望者を求めることが必要である。このため、広く市民に対しての積極的かつ戦略的なリクルート活動及び里親経験者や養子縁組により養親となった者の協力を得て、講演や説明会等を実施し、養育里親及び養子縁組里親を開拓すること。なお、本業務の実施にあたっては、リクルーターが中心となり、「堺市社会的養育推進計画」に掲げる目標達成を視野に入れて実施すること。（堺市全体として年間20組の新規登録里親を目標）

① 里親制度普及促進及びリクルート活動の実施

ア 既存の里親制度普及促進・リクルート活動の実施

既存の啓発内容については、堺市ホームページ（里親のことを知ってください）等を参照

- ・パネル展示（10月の里親月間の実施を必須とし、それを含め本府・区役所で年5回以上実施）

パネル展示で使用する制作物については以下のとおり。

■制度の概要、里親登録までのフローチャート、里親の実体験等についてのパネルを1枚ずつ作成

■制作物は、スチレンボードのパネルやトロマットのタペストリー等

■サイズはB2程度以上とし、少し距離がある場合でも視認性があるものなお、制作物に係る経費は受注者負担とする。

- ・区民まつり等、市民が集うイベント等におけるブース等での普及促進活動（年20回程度）
 - ・受注者は里親支援機関として、ホームページ及びSNS（Instagram, Facebook, Line）を作成し、里親制度の紹介や里親登録の流れの紹介、説明会等のイベントの周知等を含む定期的なメンテナンスの実施
 - ・堺市と関西大学との地域連携事業で実施予定の普及促進活動
- 堺キャンパス祭（毎年6月末～7月初旬頃）での啓発ブースの設置運営や関西大学での里親に関する講演に係る里親等講師の選定や日程調整等
- 啓発ブースの設置運営は年1回、講演については年3回程度
- ・里親月間における里親シンポジウムの開催（100名程度を定員とし、講演会や映画上映会、里親体験発表等を複合的に含むこと）（年1回）
 - ・市の施設以外での里親地域相談会（年12回程度）
 - ・市役所における養育里親説明会及び区役所における相談会の実施（年10回程度）
 - ・さかい子育て応援団登録企業及び里親制度の普及促進について既に協力関係にある団体、企業への継続したポスター掲示等に係る書面等による協力依頼

上記の説明会等に係る参加募集はオンライン及び電話での申込を受け付ける等の利便性が高く効果的な方法により実施し、会場使用料等の経費については受注者が負担することとする。

■里親委託等推進委員会や本市からの依頼に基づく取組

毎月1回開催する里親委託等推進委員会（(6)①を参照のこと）で提案された企画や本市に里親制度普及促進依頼があった場合の企画内容や日時等の調整を、関係機関や企業・団体等と実施すること。

例

- ・ショッピングモールでの説明ブースの設置（令和6年度実績 10回）
- ・委員会委員で割り振っての企業への啓発協力依頼（令和6年度 2企業24支店）等

イ 新規の里親普及促進・リクルート活動の実施

里親制度の普及促進及び新規里親登録希望者の掘り起こしを目的とした下記の業務を実施すること。

■社会的養護や里親に係る連続講座

- ・全5講座（1講座あたり2時間程度）
- ・テーマの詳細については発注者と受注者協議のうえ決定する。協議に際しては、様式第2号企画提案書を作成すること。
((参考) 令和6年度:社会的養護の下にある子どもの現状・課題、子どもの心理、施設の生活・施設見学、里親体験談、自立について・施設出身者の体験談、振り返り・参加者での意見交換会)
- ・講座全体が分かるプログラムや使用資料（あれば）、参加者数・満足度等のアンケートを報告すること。

■オンライン説明会

- ・回数 1回程度（1回あたり 60 分程度）
- ・Zoom 等の利用者が使用しやすい媒体を用いて、匿名・カメラオフでも気軽に参加できるように工夫すること。
- ・内容は制度説明、質疑応答とする。（個別相談は別途支援機関に誘導する。）
- ・参加者数、使用資料を報告すること。

■SNS、Web ページでの周知、広報

- ・SNS（Instagram、Facebook、LINE）や Web ページにおいて、里親制度普及促進・リクルート活動に係る啓発イベントや説明会等の周知や相談受付を行うこと。
- ・SNS での投稿については、月 3回程度（年間 36 回程度）行い、Web ページについては、月 1回程度（年間 12 回程度）の頻度で更新を行う。
- ・SNS、Web ページで周知、広報を行った際は、堺市に報告すること。
- ・SNS、Web ページの運用に係る費用は受注者負担とすること。

② 相談受付

里親希望者等からの電話及び来所による相談や問い合わせ等について以下のとおり対応すること。

- ・対応人員は 2名程度
- ・時間は年末年始（12月 29 日から翌年 1月 3 日まで）及び祝日を除いた月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時まで
- ・電話回線数については 2回線以上
- ・費用負担は受注者によるもの

③ 休日相談受付（月 2回程度）

上記②について、里親希望者等が平日に相談することが困難な場合も想定されることから、休日においても気軽に相談や問い合わせができるよう電話及び来所による相談や問い合わせ等に対応すること。

- ・対応人員は 1名程度
- ・時間は年末年始（12月 29 日から翌年 1月 3 日まで）を除き、午前 9 時から午後 5 時まで

（2）里親研修・トレーニング業務

里親登録及び登録の更新に必要となる基礎研修・登録前研修や更新研修及び、登録里親等に対して子どもを養育する際に直面する様々な事例に対応するためのトレーニングや研修を企画・案内・実施し、養育の質を確保することにより、委託可能な里親を育成し、更なる里親委託の推進及び適切な養育環境の維持を図る。

各研修やトレーニング等においては、各科目の趣旨等が適切に包含されるよう、また、受講者同士の効果的な相互交流等を実施し、意見交換や振り返りを通じて受講者が里親養育の重要性やその立場を認識・内省できるよう、トレーナーが中心となって企画運営すること。各研修実施にあたっては、満足度を調査するアンケートを発注者と協議のうえ作成し、参加者からの回答を受け改善に努めること。

なお、研修の実施に際し該当者への案内や広報、申込受付、資料準備、講師調整・謝礼の支払いについては受注者にて行うこと。

① 里親登録希望者、登録更新希望者に対する必須の研修の実施

平成 21 年 3 月 31 日付雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「養育里親研修制度の運営について」、平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「養子縁組里親研修制度の運営について」、平成 14 年 9 月 5 日付雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「専門里親研修制度の運営について」に定められている研修期間に基づき、次のア～オの研修を実施すること。また、児童養護施設等への施設実習受け入れ等のための調整を行うこと。

- ア 養育里親希望者に対する養育里親登録上必須の研修の実施
 - イ 養子縁組里親希望者に対する養子縁組里親登録上必須の研修の実施
 - ウ 養育里親登録更新希望里親に対する養育里親登録更新上必須の研修の実施
 - エ 養子縁組里親登録更新希望里親に対する養子縁組里親登録更新上必須の研修の実施
 - オ 専門里親登録更新希望里親に対する専門里親登録更新上必須の研修の実施
- ア・イについては、年 4 クール程度（令和 6 年度実績 延べ 70 組 103 名）、また、ウ・エについては、年 2 クール程度（令和 6 年度実績 延べ 14 組 26 名）とし、オについては、参加希望者数等（1 名程度）の状況に応じて、堺市子ども相談所と協議の上、決定すること。

上記研修においては、各受講者の受講態度やレポート、及び相互交流等の中での発言等をもとに、里親希望者のアセスメントをし、書面で子ども相談所に報告すること。なお、アセスメントにあたっての着眼点は、以下を参考とすること。

- ・社会的養護を必要とする子どもやその実親に対する適切な理解があり、誤解や偏見はないか
- ・多様な文化や価値観を受け入れる寛容度はあるか
- ・里親委託が公的な養育であることについての理解があるか
- ・精神的な安定感があるか、適切なストレス対処行動がとれるか
- ・自己評価が適切にできているか
- ・養育チームを組むために必要なコミュニケーション力があり、困ったときに堺市子ども相談所や里親支援機関等に助けを求めることができそうか

② 登録里親への研修の実施

登録里親の養育の資質の向上に資する研修を実施すること（年2回以上 4～9月中に1回以上、10～3月中に1回以上実施、1回2時間程度、午前9時から午後5時までの間で実施）。

研修テーマ例

被虐待児童の理解、子どもの権利擁護、真実告知、食事と栄養、コミュニケーション等
なお、日程については、土曜日、日曜日又は祝日の開催とし、多数の参加が見込まれる設定とすること。会場については受注者において、申込者数を把握し、申込者全員（参加者 10 名程度）が受講できるよう配慮の上設定し、会場利用に係る費用を負担すること。

③ 未委託里親へのトレーニングの実施

未委託里親（令和 6 年度末時点 44 世帯）への家庭訪問を実施（年 1 回以上）し、未委託里親の状況把握を行い、堺市子ども相談所へ報告する。その上で、事例検討や口

ールプレイ、施設や里親宅での実習等、有効なトレーニングを実施すること（集団での実施、個別の実施は問わない）。

④ 乳幼児を希望する里親希望者及び登録里親に対する追加実習の実施

受け入れ先の開拓（例：乳児院、保育施設、地域の子育てサロン、産院等）、受け入れ先と里親希望者及び登録里親（いずれも年間1組程度）との調整を行う。受け入れ先への謝礼は受注者負担とする。

⑤ 上記①、②の研修時には、普通救命講習等の研修を実施すること。

⑥ 上記①～④の研修時に実子や里子の保育が必要な場合は、以下の資格または経験を有する者による保育を提供すること。なお、謝礼については、受注者の負担とすること。

- ・保育士資格を有し、保育経験を有する者。
- ・本市において里親登録又は里親経験を有する者。
- ・その他、前2項と同等の資格又は経験を有し、本市が適当と認める者。

（3）里親への支援

①里親家庭及び委託解除後の里親家庭に必要に応じて定期的に訪問すること等により、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言、及び里親へのアフターケアを行うこと。（年間100件程度）

②「堺市里親家庭養育支援事業実施要領」（平成21年4月1日施行）に基づき、堺市里親家庭養育支援事業を必要に応じて実施すること。（年間25件程度）

概要

- ・里親家庭の負担を軽減することにより里親委託の推進を図ることを目的とする
- ・養育支援とは、里親宅での家事支援及び委託児童への保育支援をさす
- ・対象は、現に委託児童を養育している里親で、養育支援が必要な者とする
- ・支援者は、里親登録者又は里親経験がある者のか保育士資格を有し保育経験がある者等とする
- ・養育支援が必要な者からの利用申請を受け、適当な支援者を派遣する
- ・派遣された支援者には、1時間あたり1,000円の謝礼を受注者負担で支払う

（4）里親の相互交流支援

① 里親子同士の交流支援

以下に挙げるような里親子同士の交流ができるイベント等の開催方法と内容について、年間スケジュールを設定し、開催の情報提供を行う等相互交流の支援を行う。なお、会場使用料等の経費については受注者が負担することとし、いずれのイベントにおいても親子で参加ができるよう保育が必要な場合は提供すること。（保育従事者の資格については、（2）里親研修・トレーニング業務⑥と同等とする。）

- ・里親同士が情報交換や交流ができる場（月1回程度を想定）
- ・未就園の里子がいる親子同士が交流できる場（年2回）
- ・里親が講演や研修等を受講し意見交換等ができる場（年1回）
- ・里子同士が交流ができる場（年2回）

② 里親会の事務局業務への支援等

以下の取組に係る文書等作成や経理事務の補助、イベント企画運営の補助（会場の確保や設営）、会員への情報提供等、その他里親の相互交流促進に付随する業務への支援を実施する。

- ・里親会定例会（毎月実施、2時間程度、大人15名程度、子ども10名程度出席）
会員らが年間の決算報告や事業計画、取組の予定共有、情報交換を行う会議等
- ・里親サロン（毎月実施、3時間程度、大人10名程度、子ども10名程度出席）
里親子らが集い室内遊びやプール、公園への遠足や座談会等を実施
- ・外部の会議・研修（年間7件程度、各大人5名程度出席）
全国里親会等が実施する研修会や会議の情報提供や出席者の調整

（5）週末里親業務

「堺市週末里親事業実施要領」（平成20年12月1日施行）に基づき、堺市週末里親事業について以下の業務を実施すること。（令和6年度末時点登録数 66組）

- ① 週末里親を増やすための啓発活動
説明会やパネル展、ブースの設置などにより、里親の制度普及促進に係る啓発と同時に実施する。（実施回数については7（1）①アを参照のこと）
- ② 新規の週末里親の募集・研修（年間2回程度）・登録（年間2組程度）
 - ・募集、登録方法 Web上や広報物による募集とし、登録に際しては面接や堺市子ども相談所への情報共有する等連携しながら実施
 - ・研修内容 社会的養護や里親制度、児童の特性等について
- ③ 週末里親と対象となる子どものマッチングにおける子ども相談所や児童養護施設等との調整
- ④ 週末里親を利用する児童数を増加させるための取組
里親委託等推進委員会（（6）①を参照のこと）において、児童養護施設等から週末里親を利用する児童がいるかの聞き取りや働きかけを行う。
- ⑤ 子どもの受け入れ後の週末里親（活動里親という。）の家庭の訪問等による支援（活動里親20組程度、訪問15回程度、電話連絡5回程度）
- ⑥ 登録されている週末里親に対する研修の実施（年間1回程度、参加者10名程度）
 - ・研修内容 児童養護施設等で生活する児童の生活や社会的養護を取り巻く現状について等
- ⑦ 未活動の週末里親に対する年1回の連絡及びその状況の確認・報告
(令和6年度末時点 未活動里親約55組)
 - ・確認・報告内容 週末里親利用児童の現状の説明や家庭の現状把握、週末里親の登録継続の意向等
- ⑧ その他週末里親業務の円滑な実施のために必要な取り組みの実施
また、啓発活動にあたっては、具体的な数値目標を設定し、業務計画書（様式第1号）へ明記すること。

（6）堺市及び里親関係機関との連携

- ① 受注者は、里親普及促進の企画立案や相談受付状況の情報共有、里親関係機関の相

互連携等を目的として開催する里親委託等推進委員会に参加すること。里親委託等推進委員会は代表者会議を年1回、実務者会議を月1回開催し、堺市及び受注者を含む里親関係機関(児童養護施設、乳児院の里親支援専門相談員計5名)が参加するものとする。

- ② 受注者は、里親委託児童及び里親登録者の把握とマッチングに関する情報共有、里親委託の可能性の検討、委託後支援の方法や役割分担等について話し合うための会議に参加すること。(月1回程度開催)
- ③ 里親支援専門相談員との連絡を密にし、普及促進、里親への支援において情報共有や役割分担等について相互に連携すること。
- ④ その他里親業務推進のために、他の里親支援機関や関係機関と情報共有や業務実施等について連携すること。

上記(1)里親制度普及促進・リクルート業務及び(5)週末里親業務の活動に必要な広報啓発物を作成する際には、相談先として「堺市子ども相談所」及び事業者名を記載すること。また、広報啓発物を新規に作成する場合は、子ども家庭課や関係機関に隨時相談すること。

8 実績報告

受注者は、前記7の(1)、(2)及び(5)の各業務について、様式第3号の実績報告書を6か月に1回提出すること。

提出期限 上半期(4月～9月分)：令和8年10月11日まで
下半期(10月～3月分)：令和9年3月31日まで

9 設備

本業務の実施にあたっては、受注者は、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室(原則堺市内とし、相談者等が来所しやすい立地とすること。)
- (2) 里親等が来所できる相談室等の設備
- (3) その他、業務を実施するために必要な設備

10 費用負担

本業務の履行に必要な経費はすべて受注者が負担するものとする。

11 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
 - ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方(以下「再委託先等」という。)としてはならない。
 - ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
- (2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

12 個人情報の取扱いについて

本業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- ① 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- ② 個人情報を電子データで保管する場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の措置を施すこと。
- ③ 個人情報を含む資料等を送付する際は、従事者を変えて宛名と内容物のダブルチェックを実施すること。

13 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方協議して定める。

また、仕様内容等契約事項に変更が生じた場合は、その都度協議するものとする。

なお、次期受注者（履行期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日予定）が変更となつた場合、誠実に業務の引き継ぎを行うこと。